

令和 2 年 第 3 回 定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

1	開催日	令和2年3月13日(金)	
2	開催場所	市役所本庁舎301会議室	
3	出席した委員	教 育 長 中 川 宣 芳 委 員 山 田 周 司 委 員 伊 藤 敬 一 委 員 伊 藤 和 子 委 員 加 藤 由 美	
4	欠席した委員	なし	
5	説明のため に出席した 職員	教 育 部 長 伊 藤 武 志 教育部次長(学校教育担当) 高 木 大 作 教育部次長(社会教育担当) 松 永 祥 司 こども未来部次長 櫻 井 克 匡 教育総務課長 小 川 正 夫 学校給食課長 愛 野 恭 彦 学校給食課主幹 小 川 敬 介 学校教育課長 堀 田 正 二 学校教育管理指導主事兼主幹 加 藤 和 昭 学校教育課主幹 兼 子 正 巳 生涯学習課長兼小牧山課長 伊 藤 加 代 子 まなび創造館長 恒 川 正 樹 東部市民センター所長 高 木 美 穂 子 味岡市民センター所長 岩 田 奈 穂 美 北里市民センター所長 平 岡 麗 子 スポーツ推進課長 武 市 礼 子 図書館長 山 田 久 新図書館建設推進室長 矢 本 博 士 こども政策課青少年育成係主査 遠 山 隼 人 幼児教育・保育課長 野 田 弘	
6	本委員会書記	教育総務課庶務係長 林 孝 政 教育総務課庶務係主査 遠 山 史 織	
7	議題	議案第12号 令和2年度小牧市教育委員会学校訪問計画について 議案第13号 教育委員会規則の一部改正について 議案第14号 教育委員会規則の一部改正について 議案第15号 教育委員会規則の一部改正について 議案第16号 教育委員会規則の一部改正について 議案第17号 教育委員会規程の一部改正について 議案第18号 教育委員会規則の一部改正について 議案第19号 教育委員会規則の一部改正について 議案第20号 教育委員会規則の一部改正について 議案第21号 令和2年度小牧市教育委員会基本方針について 議案第22号 社会教育指導員の委嘱について	
8	報告及び連 絡事項	連 絡 事 項 4・5月行事予定 報告第1号 教職員定期人事異動について 報告第2号 小牧市教育委員会名義使用申請(後援)の許可について 報告第3号 第一幼稚園預かり保育の実施について	

<開会 午前 9時00分>

公開会議

○教育長（中川宣芳）

それでは、ただいまより令和2年第3回定例教育委員会を開催いたします。

本日は傍聴の申出がありません。

それでは、2月14日開催の令和2年第2回定例教育委員会の会議録につきましては、お手元にお示しのとおりご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、会議録は承認とさせていただきます。

続きまして、私から教育長報告をさせていただきます。

昨年12月に中国で感染者の報告があつて以来、新型コロナウイルス感染症により、市内学校現場でも様々な対応に追われているところでございます。

特に、3月2日から24日までの臨時休校、それに伴う自主登校教室の開設では、教員の皆さんの協力で、落ち着いた中で児童への対応がなされているところであります。また、各家庭の協力、理解によりまして、自宅待機をする児童生徒に対しましても、各学校が知恵を出し合つて、ホームページ上に自主学習のヒントを掲げたところであります。

2月末からこれまでの間、数度にわたりまして臨時校長会を開き、市内の各学校に混乱をきたさないように努めてまいりましたが、それぞれに協力体制を整え、感染症対策を進めているところであります。

そうした状況の中、去る3日の火曜日に市内9中学校におきまして、在校生、来賓の出席を見合わせる形で、1,395人の卒業生が巣立っていきました。現在は、公立高校全日制の入試も終わりました、18日の合格発表を待ち、その後も定時制後期、通信制後期の選抜が控えているという状況であります。

また、小学校16校におきましても、来週19日の木曜日に1,452人が卒業を迎えることになっております。式の準備は教職員だけで行い、式の持ち方も中学校同様の形で行われる予定になっております。中学校以上に小学校のほうは、卒業式の準備、練習等ができていない中での式になりますので、かなりの混乱等も予想されるわけですが、この部分につきましては、それぞれ保護者の方にご理解を頂きながら進めてまいりたいと思っております。

また、在校生の通知表渡しは、3月24日火曜日に予定されておりました、これまでに経験のない形の年度の学校生活の区切りを迎えることになっております。

一方、市におきましても、昨日、令和2年第1回の定例会を異例のスケジュールで終え、いよいよ新年度の事業に向かっていくことになりました。いずれにしましても、例年とは違う年度の区切りと新たなスタートへの準備の状況となっております。今後も、先の見えない感染症の収束状況の中で臨機に対応を迫られることもあるかと思いますが、市、

教育委員会が情報を共有し合い、連携して対応に努めてまいりたいと考えておる次第でございます。

続いて、部長からの報告をお願いします。

伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤武志）

2件の報告をさせていただきます。

1件目は、3月定例市議会についてであります。

2月28日に開会しましたが、現在、国を挙げて新型コロナウイルス感染症防止対策を進めている中で、市議会では市職員にその対応に専念させるため、3月9日から予定されておりました一般質問を全て取りやめ、会期を昨日、3月12日までの14日間に短縮するようご配慮を頂きました。

各常任委員会における議案審査は、3月9日から11日までの間行われ、教育委員会が所管する議案を審査する文教建設委員会及び予算決算委員会文教建設分科会は、11日の水曜日に開催されました。文教建設委員会では、教育委員会が所管する条例案が審査され、原案どおり可決されました。引き続き開催された予算決算委員会文教建設分科会では、令和元年度一般会計補正予算案と令和2年度一般会計予算案が審査され、その結果を基に昨日、12日に予算決算委員会全体会の審査を経て、本会議で議決をされたところであります。

2件目は、新型コロナウイルス感染症防止対策についてであります。

お手元の新型コロナウイルス感染症感染拡大についてとした資料をご覧ください。

2月25日に、本市で新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されました。昨日までに4回会議が開催され、協議決定された内容に基づいて教育委員会において対応をしてまいりました。

その内容であります。最初に学校教育関係であります。

安倍総理からの小・中学校の全国一斉臨時休校の要請を受け、市内小・中学校を3月2日から24日まで臨時休校としました。その間の学校行事であります。3月3日の中学校の卒業式については、感染防止に努めるため、在校生や来賓の出席を見合わせ、式次第の見直しにより時間を短縮して開催しました。小学校の卒業式については、3月19日に中学校と同様、感染防止に努めながら開催する予定であります。

次に、臨時休校期間中の共働きや一人親家庭などの子どもの居場所を確保するため、児童クラブ登録者を対象に全小学校において教員の協力を得て、午前7時半から午後6時半まで学校施設を開放することとしました。3月5日からは、対象者を事情によって児童クラブに登録をしていない児童まで拡充することとし、昼間は自主登校教室、夕方から従来の児童クラブという体制に切り替えました。校内での感染拡大防止に努めながら、子どもたちができる限り充実した時間を過ごすことができるよう、各学校が工夫して対応をして

いるところであります。

なお、自主登校教室、児童クラブともに臨時休校とした趣旨を踏まえ、お困りの家庭に限って利用いただくよう周知をしております。自主登校教室の3月12日時点の登録者数は1,169人で、利用人数はこれまでのところ1日平均で700人ほどであります。

次に、児童生徒の休校中の家庭での過ごし方についてであります。十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事を取ることを、不要不急な外出、人混みを避けることなどを各学校から指導をいたしました。現在は、休校中の家庭学習を支援するため、市教育委員会及び各小中学校のホームページなどを活用して、日々の課題や教材等の情報提供を行っております。

次に、社会教育関係であります。

市や外郭団体が主催するイベント、集会等については、2月26日から3月25日までの間、小・中学校の卒業式など、中止が困難なものを除き、原則中止または延期とする決定をしたところであります。合わせて、市民団体や民間事業者が実施するイベントにつきましても、主催者に対して再度開催の可否を検討していただくよう要請をしたところであります。さらに市内公共施設は、3月25日まで原則利用停止としました。現時点で50の施設を利用停止としております。

次に、こども未来部補助執行関係であります。

第一幼稚園について、3月2日から3月24日までの間、臨時休園としました。3月18日開催予定の卒園式は、来賓、在園児は出席せず、卒園児、卒園児保護者、職員のみで実施いたします。また、3月24日の修了式は開催しないこととしました。小学校の自主登校教室と同様に自主登園を実施することについては、3月5日と6日に保護者アンケート、電話での聞き取りを行った結果、保護者からの要望がないことが確認できたため、実施しないこととしました。

以上、教育委員会関連のこれまでの新型コロナウイルス感染症拡大防止対策であります。感染が拡大している状況であり、今後しばらくこうした対応を継続することになると考えております。不手際のないように努めてまいります。臨機応変な対応が求められます。ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

最後に、本日の報告及び連絡事項のうち、報告第1号の教職員定期人事異動は、人事に関する案件でありますので、最後に非公開にて報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。以上です。

○教育長（中川宣芳）

ただいま、部長のほうから報告がありましたが、報告第1号は人事に関する案件でございますので、後ほど非公開で報告を受けることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、報告第1号は後ほど非公開にて報告を受けます。

それでは、議題に入ります。

議案第12号「令和2年度小牧市教育委員会学校訪問計画について」、事務局の説明を求めます。

高木学校教育担当次長。

○教育部次長（学校教育担当）（高木大作）

ただいま議題となりました議案第12号につきまして、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

議案第12号「令和2年度小牧市教育委員会学校訪問計画について」であります。

この案を提出いたしますのは、半日程度の学校訪問を教育委員会が実施するのに伴い、令和2年度小牧市教育委員会学校訪問計画を定めるため必要があるからであります。

2ページをお願いいたします。

その内容につきましては、令和2年度市教委学校訪問実施要項でご説明申し上げます。

学校訪問は、各学校において年間を通じて複数回行われている現職教育のうち、指導主事などが年間1回は学校を訪問し、当該学校の現職教育を参観することを通し、それぞれの学校の教育課程、学習指導、その他教育活動全般に関する専門的事項について指導、助言を行い、教職員の資質の向上を図り、学校教育の充実を図るため実施するものであります。

本市においては、平成14年度より愛日地方教育事務協議会の学校訪問の対象とならない学校について、本市教育委員会による半日程度の学校訪問を実施しており、令和2年度においても実施しようとするものであります。

1の目的であります。指導の理念にあります3つの予算項目について、その浸透と具現化を図るものであります。

2の法的根拠であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第21条第5項、学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関することによるものであります。

3の学校訪問の運用上の事項であります。訪問する学校は隔年で半日程度とし、実施時期として5月から6月、10月から11月を基本としますが、それ以外の時期でも可といたします。

4の訪問者は、教育長、教育委員、指導主事、その他教育委員会が必要と認めるものであります。

5の訪問の実施要領及び、3ページに移りまして6の学校訪問当日については、こちらに記載のとおりであります。

7の指導・助言の観点は、指導過程の創意と工夫、研究協議の持ち方についてなどとするものであります。

4ページをお願いいたします。

令和2年度学校訪問計画表（案）であります。

右側の表に記載いたしましたように、ここに記載の13校をこの日程のとおり訪問をする計画であります。なお、参考として左側には、愛日地方教育事務協議会の訪問日程を記載させていただきましたので、ご参照いただきますようお願いいたします。

以上で説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長（中川宣芳）

ただいま説明のありました議案第12号について、ご質問等あればお受けいたします。いかがでしょうか。

よろしいですか。

（発言なし）

それでは、議案第12号「令和2年度小牧市教育委員会学校訪問計画について」は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、議案第12号については原案どおり可決することといたします。

次に、議案第13号から議案第16号までの「教育委員会規則の一部改正について」及び議案第17号「教育委員会規程の一部改正について」、関連がございますので一括して事務局の説明を求めます。

高木学校教育担当次長。

○教育部次長（学校教育担当）（高木大作）

ただいま議題となりました議案第13号から議案第17号までにつきまして、関連がございますので一括してご説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

議案第13号「教育委員会規則の一部改正について」であります。

この案を提出する理由であります。令和2年4月の行政組織改正において、教育委員会事務局の組織及び事務分掌を変更するため必要があるからであります。

その内容は、小牧市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定についてであります。

それでは、7ページ以降の新旧対照表を用いまして説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

左側が現行、右側が改正（案）、以降一緒でございます。

第1条の組織のところの下線がございますが、「生涯学習課 社会教育文化係 文化財係」を「文化財課 文化財係」に改め、「スポーツ推進課 スポーツ推進係」を削ります。

次に、少し飛びまして10ページをお願いいたします。

こちらは、第2条の学校教育課学校教育係の事務分掌のところになりますが、第11号、上から4段目ですが、これを第12号とし、第11号として、家庭教育に関する学習機会

の充実に関することを加えます。

また、11ページにもわたりますが、生涯学習課の事務分掌の一部を削り、右側に記載のとおり、文化財課の事務分掌に改めます。

11ページをお願いいたします。

小牧山課史跡係の事務分掌で、第3号の小牧山城史跡情報館に関するものを削り、10ページに戻っていただきまして、先ほど申し上げました文化財課文化財係の第3号の文中に加えます。

またその下、スポーツ推進課の事務分掌を全て削ります。

なお、この規則は令和2年4月1日から施行いたします。

以上で議案第13号の説明とさせていただきます。

続いて、16ページをお願いいたします。

次に、議案第14号「教育委員会規則の一部改正について」であります。

この案を提出する理由でございますが、令和2年4月の行政組織改正に伴い、教育委員会の権限に属する事務の一部を小牧市長の補助機関である職員に補助執行させるため必要があるからであります。

その内容は、小牧市教育委員会の権限に属する事務の一部を小牧市長の補助機関である職員に補助執行させる規則の一部を改正する規則の制定についてであります。

それでは、18ページ以降の新旧対照表を用いまして説明いたしますので、18ページをお願いします。

まず、第1条のところで、「この規則は」の次に「、別に定めるもののほか」を加えます。

次に19ページをお願いいたします。

第2条の補助執行させる事務のところで、まず第5号で「幼児の」を「幼稚園に係る」に改めます。またその下、第9号を「青年の家運営委員会に関すること」に改め、第10号から第22号として、右側に記載のとおり加えます。

この新たに加えた第10号から第22号までの事務は、いずれもこれまで生涯学習課及びスポーツ推進課で行っていた事務で、令和2年4月からは、新しく市長部局に設置される文化・スポーツ課にて補助執行することとなります。

なお、この規則は令和2年4月1日から施行いたします。

以上で議案第14号の説明とさせていただきます。

続いて、21ページをお願いいたします。

次に、議案第15号「教育委員会規則の一部改正について」であります。

この案を提出する理由であります。令和2年4月の行政組織改正において、教育委員会の権限に属する事務のうち、市民センター及び公民館に関する事務を市長の補助機関である職員に補助執行させるため必要があるからであります。

その内容は、学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則の制定についてであります。

それでは、23ページ以降の新旧対照表を用いまして説明いたしますので、23ページをお願いいたします。

まず、第1条のところで「小牧市青年の家」を「小牧市青年の家及び創垂館」に、「及び」を「並びに」、また「組織」を「事務を処理するための組織並びに当該事務の一部を市長の補助機関である職員に補助執行させること」に、それぞれ改めます。

また、このページの一番下の行のところ、第3条の見出しを「（青年の家等）」に改めます。

続いて24ページをお願いいたします。

上段に記載の第3条のところで、第1項中「小牧市青年の家」を「小牧市青年の家及び創垂館」に、そのすぐ後ろの括弧の中の「青年の家」と第2号中の「青年の家」、これを「青年の家等」にそれぞれ改めます。

また、第2項を「前項の事務は、市長の補助機関である職員に補助執行させる」と改めます。

次に、中段にあります、市民センターについて定めております第4条を全て削ります。

次に、下段にございますが、先ほど第4条を削りましたので、第5条を第4条とし、第1項中「第3条」を「（昭和47年小牧市条例第11号）」に改め、「及び小牧中部公民館」を削ることといたします。

続いて、25ページをお願いいたします。

前のページからの続きになりますが、第2項は、右側の記載のとおりに改めをいたします。

また、先ほどと同じでございますが、第6条と第7条については、先ほど第4条を削りましたので、それぞれ第5条、第6条とし、以降は同じ理由で1条ずつ繰上げをしております。

27ページをお願いいたします。

こちらは第9条の職制を定める表でございますが、この表の中で、青年の家、その下、市民センター、その下、公民館に係る職制を削るため、右側の記載のとおりに改めております。

なお、この規則は令和2年4月1日から施行いたします。

以上で議案第15号の説明とさせていただきます。

29ページをお願いします。

次に、議案第16号「教育委員会規則の一部改正について」であります。

この案を提出する理由であります。令和2年4月の行政組織改正に伴い、教育委員会の公印の整理を行うため必要があるからであります。

その内容は、小牧市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定についてであります。

それでは、31ページ以降の新旧対照表を用いまして説明いたしますので、少し飛んでいただきまして、33ページをお願いいたします。

下から2つ目の青年の家所長印と、一番下の市民センター所長印、34ページの一番上、小牧市公民館長印の3つについては、先ほどの議案第15号の学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則の中で職制を削りましたので、併せて公印も削るものであります。

なお、この規則は令和2年4月1日から施行いたします。

以上で議案第16号の説明とさせていただきます。

36ページをお願いいたします。

次に、議案第17号「教育委員会規程の一部改正について」であります。

この案を提出する理由であります。令和2年4月の行政組織改正において新たに設置される健康生きがい支え合い推進部に、教育委員会の権限に属する事務の一部を補助執行させるため必要があるからであります。

その内容は、小牧市教育委員会事務決裁規程の一部改正についてであります。

それでは、38ページをお願いいたします。38ページ以降の新旧対照表を用いまして説明をいたします。

第2条の第3号、課長の定義のところ、「第9条」を「第8条」に改め、「所長（給食センター及び青年の家の所長を除く。）」を削ります。

39ページをお願いいたします。

上から2行目になりますが、第6号の所長の定義のところ、「第9条」を「第8条」に改め、「及び青年の家」を削ります。

また、真ん中辺りにありますが、第3条第2項の中の「第9条」を「第8条」に改めます。

これらの改正は、さきにご説明申し上げました議案第15号の学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則の中での職制の改正に併せまして、所要の整備を行うものであります。

また、39ページの下段から40ページの上段にわたって記載がございます。第4条の補助執行事務の専決に係る表では、左側の執行機関の職位の欄を右側の記載のとおりに改めるものであります。

なお、この訓令は令和2年4月1日から施行いたします。

以上、議案第13号から議案第17号までの説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長（中川宣芳）

ただいま説明のありました議案第13号から議案第17号について、ご質問等あればお受けいたします。

いかがでしょうか。

(発言なし)

それでは、議案第13号から議案第16号までの「教育委員会規則の一部改正について」及び議案第17号「教育委員会規程の一部改正について」は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第13号から議案第17号については、原案どおり可決することといたします。

次に、議案第18号「教育委員会規則の一部改正について」及び議案第19号「教育委員会規則の一部改正について」、関連がありますので一括して事務局の説明を求めます。

松永社会教育担当次長。

○教育部次長（社会教育担当）（松永祥司）

ただいま議題となりました議案第18号及び議案第19号につきまして、提出理由とその内容についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、46ページをお願いいたします。

議案第18号「教育委員会規則の一部改正について」であります。

内容につきましては、小牧市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則の制定についてであります。

提出理由であります。令和2年4月の行政組織改正において、教育委員会の権限に属する事務のうち、公民館運営審議会に関する事務を市長の補助機関である職員に補助執行させるため必要があるからであります。

内容につきましては、48ページの新旧対照表でご説明申し上げます。

左の欄の現行において、事務の掌理といたしまして、第4条、「審議会に関する事務は、小牧市教育委員会事務局において行う」とあるものを、右の欄の改正後（案）で、審議会の事務といたしまして、「審議会の事務は、市長の補助機関である職員に補助執行させる」と変更し、附則といたしまして、この規則は令和2年4月1日から施行するものであります。

続きまして、議案第19号につきましてご説明申し上げます。

49ページをお願いいたします。

議案第19号「教育委員会規則の一部改正について」であります。

内容につきましては、小牧市社会教育指導員設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定についてであります。

提出理由であります。令和2年4月の行政組織改正に伴い、所要の整備を行うため必

要があるからであります。

内容につきましては、51ページの新旧対照表でご説明申し上げます。

左の欄の現行において、設置といたしまして、第2条、「市民の学習意欲を啓発し、有効な社会教育活動を推進するため、小牧市教育委員会事務局に指導員を置く」とありますものを、右の欄の改正後（案）では「小牧市教育委員会事務局に」を削り、「市民の学習意欲を啓発し、有効な社会教育活動を推進するため、指導員を置く」と変更し、附則といたしまして、この規則は令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第18号及び議案第19号のご説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長（中川宣芳）

ただいま説明のありました議案第18号及び議案第19号について、ご質問等あればお受けいたします。

いかがでしょうか。

（発言なし）

それでは、議案第18号「教育委員会規則の一部改正について」及び議案第19号「教育委員会規則の一部改正について」は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、議案第18号及び議案第19号については原案どおり可決することといたします。

次に、議案第20号「教育委員会規則の一部改正について」事務局の説明を求めます。
松永社会教育担当次長。

○教育部次長（社会教育担当）（松永祥司）

それでは、議案第20号についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、52ページをお願いいたします。

教育委員会規則の一部改正について教育委員会の議決をお願いしようとするものであります。

その内容は、小牧市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定についてであります。

この案を提出するのは、公益財団法人小牧市体育協会が令和2年4月1日から公益財団法人小牧市スポーツ協会に名称を変更するため、規則の中の名称について変更する必要があるからであります。

内容につきましては新旧対照表でご説明申し上げます。

54ページをお願いいたします。

中段の第4条第3項について、「公益財団法人小牧市体育協会」とあるものを「公益財団法人小牧市スポーツ協会」に改めるものであります。また、その1段下にある「その他

教育委員会」を「その他の教育委員会」に改めることにより、教育委員会が委嘱する運営委員会の委員の範囲を明確にするものであります。

なお、この規則につきましては令和2年4月1日から施行いたします。

以上で議案の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長（中川宣芳）

ただいま説明のありました議案第20号について、ご質問等あればお受けいたします。

いかがでしょうか。

（発言なし）

それでは、議案第20号「教育委員会規則の一部改正について」は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、議案第20号については原案どおり可決することといたします。

次に、議案第21号「令和2年度小牧市教育委員会基本方針について」事務局の説明を求めます。

高木学校教育担当次長。

○教育部次長（学校教育担当）（高木大作）

ただいま議題となりました議案第21号につきまして、ご説明させていただきます。

55ページをお願いします。

議案第21号「令和2年度小牧市教育委員会基本方針について」であります。

この案を提出する理由でございますが、令和2年度小牧市教育委員会基本方針を定めるため必要があるからであります。

56ページをお願いいたします。

令和2年度小牧市教育委員会基本方針であります。

1. 小牧市教育委員会基本方針の位置づけとしまして、小牧市教育振興基本計画との関係性を記載しております。教育振興基本計画は、平成29年度から令和8年度までの10年間の方向性を示しており、本市の教育が目指す方向や具体的な施策を明らかにしております。

一方で、今回提案させていただいております教育委員会基本方針は、この10年間で示された施策、取組のうち、喫緊の課題、適時適切な事業及び令和2年度の予算状況を勘案して、令和2年度に行う重点施策を取り出しております。

教育振興基本計画が10年間という長期的なものであるのに対し、教育委員会基本方針は単年度に実施する、より具体的な施策を示したものとしております。

2. 令和2年度の重点施策として、ただいま申し上げました考え方に基きまして、62ページまでにわたりまして重点施策を掲げております。

教育振興基本計画の8つの基本目標ごとに重点施策を示し、これにより教育振興基本計

画で示しております計画の推進体制に基づく点検、評価、そして次年度での改善、見直しへとつなげてまいります。

令和2年度の重点施策としては、56ページ、基本目標1の具体的な取組として、「「学び合う学び」を支える教員研修の実施」をはじめとする36の取組を示しております。

なお、56ページの最下段に記載しております「コミュニティ・スクールの推進」につきましては2つの基本目標にわたるため、59ページの基本目標4の取組にも再掲という形で記載しておりますので、実質的には35の取組となるということになります。

次に、表の右端の担当課名のところで、一部括弧書きで組織名の記載があるところがございます。こちらは、令和2年4月の行政組織改正により担当する部署が変わる場合に、変更後の課名を括弧書きで記載をしております。例えば59ページの基本目標4の中で、「家庭教育推進事業の実施」というのがございますが、こちらはこれまで生涯学習課が所管いたしておりましたが、令和2年4月からは学校教育課が所管いたしますので、生涯学習課の下に括弧書きで学校教育課と記載をさせていただいております。

また、それぞれ各基本目標の記載のそのすぐ下に記載しております鉛筆のマークは、その目的において主にどのようなことに取り組んでいくのか、その方向性を示したものであり、基本目標と具体的な取組の関連性を意識しながら教育施策を実行していきたいと考えております。

改めまして、本市の教育施策の柱は、10年間の指針として作成いたしております教育大綱と教育振興基本計画とがあり、それに示された施策を実施するにあたりまして、当該年度の1年間の重点施策を教育委員会基本方針として定めることで、本市の教育施策を体系的、計画的かつ着実に推進していきたいと考えております。

以上、基本方針の概略の説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○教育長（中川宣芳）

ただいま説明のありました議案第21号について、ご質問等あればお受けいたします。加藤委員。

○委員（加藤由美）

基本目標2のところの「小中学生にすすめるブックリストの活用」のところ、令和2年度の配布対象を小学生1年生、3年生、5年生にした理由を教えてください。

○教育長（中川宣芳）

山田図書館長。

○図書館長（山田久）

ブックリストについてのお尋ねでございますが、読書ノートは、2年間使用するものになりますので、毎年、新1年生、新3年生、新5年生に配布しています。

○委員（加藤由美）

ありがとうございます。

○教育長（中川宣芳）

他にご質問等はございますか。

伊藤和子委員。

○委員（伊藤和子）

57ページの最上段の「小中学校における英語教育の推進」のところで、中学生英語スピーチコンテストを開催するということですが、すでに具体的な計画はお持ちですか。

○教育長（中川宣芳）

堀田学校教育課長。

○学校教育課長（堀田正二）

この中学生英語スピーチコンテストにつきましては、平成30年度からスタートしております。平成30年度に第1回目を行いまして、令和元年度に第2回目を開催いたしました。

先着12名という形で、参加者の募集をしていますが、参加人数が伸び悩んでいる状況にあります。令和2年度に大きく形を変えることは難しいかと思うのですが、もう少し発表のしがいがある場所になるよう、令和3年度以降に向けて見直しを検討してまいりたいと考えています。

○委員（伊藤和子）

とてもいい活動だと思っているので、ぜひ推し進めて、皆さんにどんどん参加していただけるようなものにしていただきたいと思います。

○教育長（中川宣芳）

他にご質問等はございませんか。

（発言なし）

それでは、議案第21号「令和2年度小牧市教育委員会基本方針について」は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、議案第21号については原案どおり可決することといたします。

次に、議案第22号「社会教育指導員の委嘱について」事務局の説明を求めます。

松永社会教育担当次長。

○教育部次長（社会教育担当）（松永祥司）

ただいま議題となりました議案第22号につきまして、提出理由とその内容についてご説明申し上げます。

63ページをお願いいたします。

議案第22号「社会教育指導員の委嘱について」、教育委員会の議決を求めるものであります。

提出理由といたしまして、社会教育指導員 佐藤耕一氏の任期満了に伴い、引き続き同者に委嘱するため必要があるからであります。

佐藤氏につきましては、1. 住所は名古屋市西区枇杷島5丁目24番17号、氏名は佐藤耕一氏、生年月日は昭和26年1月20日であります。

以上で議案第22号のご説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○教育長（中川宣芳）

ただいま説明のありました議案第22号について、ご質問等があればお受けいたします。いかがでしょうか。

よろしいですか。

○委員（山田周司）

社会教育指導員は、新年度も引き続き教育委員会が委嘱することになるのでしょうか。

○教育長（中川宣芳）

伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長兼小牧山課長（伊藤加代子）

ただいまの山田委員からのお尋ねでございますが、新年度からは、文化・スポーツ課で補助執行しますので、引き続き教育委員会の委嘱をお願いすることになると考えております。

○教育長（中川宣芳）

他にご質問等はございますか。

（発言なし）

それでは、議案第22号「社会教育指導員の委嘱について」は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、議案第22号については原案どおり可決することといたします。

続きまして、報告・連絡事項に入ります。

はじめに、教育総務課、お願いたします。

小川教育総務課長。

○教育総務課長（小川正夫）

それでは、連絡事項、4・5月行事予定でございます。

64ページをお願いたします。

4月の予定でございます。

6日月曜日は、小学校の入学式。

7日火曜日は、中学校の入学式、小中学校の始業式及び第一幼稚園の入園式・始業式となっております。

9日木曜日は、愛日地方教育事務協議会を601の会議室で開催をいたします。

65ページをお願いいたします。

16日木曜日、17日金曜日の2日間で東海北陸都市教育長協議会総会・研究大会が三重県桑名市で開催される予定でしたが、こちらについては中止となりましたのでよろしくお願い申し上げます。

20日月曜日は、午後4時から定例の教育委員会を301の会議室で開催をいたします。

28日火曜日は、尾張部都市教育長会議が、北名古屋市文化勤労会館で開催されます。

66ページをお願いいたします。

5月の予定でございます。

11日月曜日から、先ほど議案第12号でございました学校訪問が応時中学校を皮切りに開催がされます。

15日金曜日は、愛日地方教育事務協議会が市役所大会議室で開催がされます。

67ページをお願いいたします。

19日火曜日は、午後2時から定例の教育委員会を301の会議室で開催をいたします。

21日木曜日、22日金曜日の2日間、全国都市教育長協議会定期総会・研究大会が山口県山口市で開催がされます。

4月・5月の行事予定は以上であります。

以上で連絡事項とさせていただきます。

○教育長（中川宣芳）

続きまして、生涯学習課、お願いいたします。

伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長兼小牧山課長（伊藤加代子）

それでは、生涯学習課から1件ご報告をさせていただきます。

68ページをお願いいたします。

報告第2号「小牧市教育委員会名義使用申請（後援）の許可について」であります。

東海ラジオ株式会社から、2020国立ポリショイサーカス夏休み名古屋公演について、後援名義使用申請があったものであります。この事業は、令和2年8月7日から12日の6日間、ドルフィンズアリーナで開催され、後援を申請する理由といたしまして、今年は東京オリンピック開催が決まり、異文化交流がますます進む中で、子どもたちにロシアの国民的文化、ロシアサーカスという外国の文化に触れてほしいということで申請がございました。そのため、小牧市教育委員会名義使用に関する要綱第4条第1項に該当すると認められるため後援を許可したものであります。

以上です。

○教育長（中川宣芳）

続いて、幼児教育・保育課、お願いいたします。

野田幼児教育・保育課長。

○幼児教育・保育課長（野田 弘）

それでは、報告第3号「第一幼稚園預かり保育の実施について」ご説明をさせていただきます。

資料の73ページをお願いいたします。

第一幼稚園では、令和2年4月1日より預かり保育を実施いたします。

対象は第一幼稚園の在園児としまして、実施日は、①としまして入園式等の式典の日、親子遠足等、事前に園が指定する日を除く通常保育の実施日、②としまして夏休みなどの長期休業の期間です。定員は1日当たり15人以内としております。

預かり保育という制度上の言葉を使っておりますが、分かりやすく表現しますと、在園児の延長保育というようなイメージとなります。そこで、表中、時間につきましては、通常保育の実施日におきましては、教育時間終了後から午後4時30分までの間、希望する場合、在園児の園に滞在する時間を延長しまして、その間お預かりをするというような事業になります。利用料は1回150円としております。

②長期休業等の期間については、午前8時30分から午後4時30分までの時間で、1日あたり450円の利用料を想定しております。

①②いずれとも、市が保育の必要性を認定した場合は、幼児教育・保育の無償化の対象になりますので、料金は無料となります。

今、説明を申し上げましたとおり、教育時間外で実施をいたしますことから、教育委員会が所管しております第一幼稚園の名称や設置場所を規定しております小牧市市立学校設置条例、第一幼稚園の管理や運営について規定をしております小牧市市立幼稚園規則については、現行のままとし、改正は行いません。私ども幼児教育・保育課で所管をしております小牧市特定教育・保育施設及び特定地域保育事業の利用者負担金等に関する条例及び当条例の施行規則において利用料を規定し、実際の運用につきましては、実施要項を整備いたしまして預かり保育を実施してまいります。

説明は以上です。

○教育長（中川宣芳）

報告・連絡事項は以上でございますが、何かご意見・ご質問はありますか。

よろしいでしょうか。

（発言なし）

それでは、他にご発言はございませんか。

高木学校教育担当次長。

○教育部次長（学校教育担当）（高木大作）

それでは私のほうから、あらかじめ委員の皆様にご了承をお願いしたい点がございます。

毎年のことですが、教育委員会の附属機関としまして、審議会等を設置しておりますが、この審議会の委員に教職員や区長など充て職で委員をお願いしているものがあ

ります。人事異動ですとか区長の改選等により異動があった場合に、本来ですと教育委員
会でご承認を頂くこととなりますが、ご承認を頂く前に会議を開催しなければならないよ
うな状況が発生する場合がございますので、あらかじめご了承をお願いしたいと思います。

また、昨今のコロナウイルス対策の関係で、先ほど行事予定をお伝えしましたが、この
日程につきましても、状況次第で様々な変更等があると思いますので、この点もご了承
いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○教育長（中川宣芳）

他にご発言はありませんか。

（発言なし）

ご発言もないようでございますので、ここで公開による会議を終了いたします。

関係者以外は退室してください。

——関係者以外退室——

○教育長（中川宣芳）

これより非公開の会議を開会します。

<開会 午前 9時59分>

——非公開会議——

<閉会 午前10時09分>

他にご発言はよろしいですか。

（発言なし）

ご発言もないようですので、令和2年第3回定例教育委員会を閉会いたします。お疲れ
さまでした。

<閉会 午前10時09分>

署 名 欄

教育長

委員

委員

委員

委員

作成職員